

市町村民税 道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書記載要領

(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)

この申告書は、年末調整済の給与収入のみを有しており、確定申告書を提出しない方が、地方税法附則第5条の4に規定する個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を受けるときに使用します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項

金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高を記載してください。

(注) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る年末残高をそれぞれ記載してください。

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

平成19年分の所得の内容等について、【給与所得の源泉徴収票(例)】を参考に次のとおり記載してください。

(1) 「①」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の④の金額を記載してください。

(2) 「②」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の⑧の金額を記載してください。

(3) 「③」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の③の金額を記載してください。

【給与所得の源泉徴収票(例)】

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 会社 名 住所	氏名 (公称等) フリガナ 敬称等	税務 区分	所得 区分
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
控除対象労働者 の有無等	控除対象労働者 の別	控除対象労働者 の所得	控除対象労働者 の所得
①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯
⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔
㉕	㉖	㉗	㉘
㉙	㉚	㉛	㉜
㉝	㉞	㉟	㊱
㊲	㊳	㊴	㊵
㊶	㊷	㊸	㊹
㊺	㊻	㊼	㊽
㊾	㊿		
支払者 住所 氏名又は 名称	住所 氏名又は 名称	住所 氏名又は 名称	住所 氏名又は 名称

(4) 「④」欄

「②」欄の金額から「③」欄の金額を差し引いた金額(千円未満の端数を切捨て。マイナスの場合は0円)を記載してください。

(5) 「⑤」欄

次の【税額表】により、④の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

④の金額	⑤の金額
1,000円 ~ 3,299,000円	④×0.1
3,300,000円 ~ 8,999,000円	④×0.2-330,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	④×0.3-1,230,000円
18,000,000円 ~	④×0.37-2,490,000円

(例) ④の金額が350万円のとき

$$3,500,000円 \times 0.2 - 330,000円 = 370,000円$$

(6) 「⑥」欄

国外から受ける利子、収益の分配、懸賞金付預金等の懸賞金等及び給付補てん金等がある場合には、これらの所得に係る所得税額の合計額を記載してください。

詳しくはお住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。

(7) 「⑦」欄

「⑤」欄と「⑥」欄の金額の合計額を記載してください。

(8) 「⑧」欄

次の【税額表】により、④の金額の区分に応じた計算式に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

④の金額	⑧の金額
1,000円 ~ 1,949,000円	④×0.05
1,950,000円 ~ 3,299,000円	④×0.1-97,500円
3,300,000円 ~ 6,949,000円	④×0.2-427,500円
6,950,000円 ~ 8,999,000円	④×0.23-636,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	④×0.33-1,536,000円
18,000,000円 ~	④×0.4-2,796,000円

(例) ④の金額が350万円のとき

$$3,500,000円 \times 0.2 - 427,500円 = 272,500円$$

3 この申告書は平成20年3月17日まで(市町村民税・道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)に、給与所得の源泉徴収票の原本を添付して、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ提出してください。

記載に当たってご不明な点については、お住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。